

総務文教委員会記録

○開催日時

平成30年9月6日 午前10時～午後2時6分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	帯田裕達	委員	永山伸一
副委員長	坂口健太	委員	徳永武次
委員	上野一誠	委員	松澤力

○その他の議員

議員 持原秀行

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	教育部長	宮里敏郎
総務課長	平原一洋	教育総務課長	小原雅彦
秘書室長	山元一将	学校施設整備室長	上口憲一
文書法制室長	川畑央	学校教育課長	熊野賢一
財政課長	鬼塚雅之	社会教育課長	橋口公男
財産活用推進課長	橋口堅	文化課長	永里博己
税務課長	道場益男	少年自然の家所長	池田尚人
収納課長	山口隆雄	中央図書館長	山口誠
契約検査課長	南忠幸	会計課長	脇園和文
危機管理監	中村真	選挙管理委員会事務局長	西木場重行
防災安全課長	寺田和一	監査事務局長	茶園勝久
原子力安全対策室長	祁答院欣尚	公平委員会事務局長	
消防局長	新盛和久	議会事務局長	田上正洋
次長兼警防課長	福山忠雄	議事調査課長	砂岳隆一
消防総務課長	鶴屋豊文		
予防課長	永田稔		
通信指令課長	小倉要一		

○事務局職員

議事調査課長 砂岳隆一 主幹兼議事グループ長 久米道秋

○ 審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第85号 東郷学園義務教育学校屋内運動場新築(建築)工事請負契約の 変更について 議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室 文 書 法 制 室
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課 財 産 活 用 推 進 課
議案第84号 薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定について 議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課 防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 会 計 課
(所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局 議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合には、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算の消防局所管分について御説明いたしますので、予算に関する説明書（第2回補正）の50ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費では、補正額386万5,000円の増額で、内容といたしまして、右側説明欄になりますが、常備消防一般管理費の事項で、給与調整によります給料及び職員手当の増額のほか、共済費については減額となったところでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして一括して御説明申し上げますので、委員会資料をご準備ください。

1の消防署の見学について。

6月の委員会以降、小学校の社会科見学の13校を初め788人の方々に中央消防署及び祁答院分署のほうに見学に訪れていただいております。

2の市比野大火50年防火の集いにつきまして、昭和43年7月25日22時15分ごろに発生しまして、住家等を4棟焼損した市比野大火から50年を迎えるに当たりまして、甚大な被害をもたらした火災で経験した教訓を風化させることなく次の世代に引き継ぐとともに、防火思想の一層の普及を図るために市比野地区コミュニティ協議会主催による式典や消防局・消防団による演習を実施いたしましたところでございます。

続きまして2ページになります。

3の初期消火選手権について、昨年に引き続き、子どもたちへの防火教育の充実を図るため、小・中学生を対象に防災研修センターの消火体験施設を活用しまして、水消火器を使った消火の時間を競う初期消火選手権を実施いたしました。

本年度の参加者は延べ262人で、昨年と比較し174人ふえており、資料に記載のとおり薩摩川内市防火管理協会の会員の企業から御協力をいただき、小学生低学年・高学年及び中学生の各部の上位3人に対し、集計・準備が整い次第、メダルや賞品を贈呈予定でございます。

4の第2回消防体験サマースクールにつきまして、小学5年、6年生を対象に消防体験型のスクールとして中央消防署で開催し、火災発生のメカニズムあるいは危険予知訓練のほか、市内全世帯に配付されました防災マップを活用しまして防災マップの見方や自分の住んでいる地域の危険箇所を把握してもらう研修を実施いたしました。

続きまして3ページになります。

市内の2少年消防クラブから14人が参加いたしまして、記載のとおり研修を実施しております。

下段になります。6の一般協力者表彰につきま

して、救急関係に係る表彰でございますが、市内の店舗で倒れた54歳の男性を発見した被表彰者二人の方々が協力しまして、素早く心肺蘇生を実施しながら救急隊に引き継いだ事案でございます。

倒れた男性につきましては、市内の病院から鹿児島市内の病院に転院され、現在は後遺症なく無事に退院し、社会復帰されました。

救急隊が搬送した心肺停止状態の患者のうち、症状回復により後遺症がなく歩いて退院された社会復帰の方々は平成18年から本年8月までで42人の方々がいらっしゃいます。そのうち31人の方々が現場に居合わせた方、いわゆるバイスタンダーと呼んでおりますけれども、この方々により心肺蘇生を実施していただいております。

消防局で行っております普通救命講習の受講者は、現在、受講人員延べ3万9,000人で、今後も引き続き積極的に開催し、市民、関係機関と一体となった救命の連鎖の充実に努めてまいります。

続きまして4ページになります。

7の防災研修センターの利用状況につきまして、開館から8月末現在で2万7,036人の方々に御利用いただいております。

来庁された方々の市内・市外及び年代別は資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き周知広報に努めますとともに、防災研修センターでの各種イベントを積極的に開催し、市民の方々の防火・防災意識の向上を図ってまいります。

8の自主災組織等の訓練状況につきまして、6月から8月5日までに10の地域・自治会で、357人の方々が参加し、実施されており、1月から8月5日までは、35回で1,317人の方々が訓練に参加しておられます。

なお、訓練内容欄に記載しております初期消火や避難訓練等のほかに、今後は参加者の方々に防災マップを御持参いただき、防災マップの見方や地域の特徴や危険箇所の把握等についてあわせて説明や研修を行ってまいります。

続きまして5ページになります。

9の各種訓練・研修等につきまして、(1)の救急救命士就業前研修につきまして、全ての救急救命士につきましては、国家試験合格後に就業前研修を行うこととしておりまして、今回は二人を川内市医師会立市民病院の協力をいただきまして、

資料に記載の延べ80時間の研修を実施したところでございます。

(2)の九州電力株式会社合同訓練につきまして、特殊な場所である柱上における救出訓練を本年2月に入来町で実施しました送電線での救出訓練に引き続き実施したところでございます。

続きまして6ページになります。

(3)の各署耐暑訓練は、炎天下の苛酷な現場環境を想定し、体力の練成と自己能力を把握することを目的に各署において耐暑訓練を実施したところでございます。

10の外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインの周知につきまして、本年3月に総務省消防庁より公表されましたガイドラインにつきましては、前回の委員会で坂口副委員長からも御質問をいただいたところでございますが、対象となる駅・競技場・宿泊施設のうち、資料に記載のとおり、サンアリーナせんだい、川内駅、延べ面積1,000平米以上の旅館ホテルの13カ所を含め、15対象物にガイドラインの活用につきまして周知を行ったところでございます。

続きまして7ページになります。

11の消防団の活動状況につきまして、(1)の廃車を使用した救助訓練及び救助資器材取り扱い訓練につきまして、高城西分団西方部ポンプ車に配備しておりますエンジンカッターや油圧救助資器材の習熟訓練の一環としまして、職員と合同で団員が実際に廃車車両を使用して救助訓練及び資器材取り扱い訓練を実施いたしました。

(2)の鹿児島県消防操法大会に向けた訓練につきまして、今回初めての取り組みとしまして、薩摩支部を勝ち抜き県消防操法大会へ出場するチームの上位入賞と市全体の操法のレベルアップを目的に、ことしの福岡県消防操法大会小型ポンプの部で優勝いたしました福岡市東消防団西戸崎分団より操法指導員4人を招いて訓練を行いました。

訓練では、操法競技の技術及び指導要領はもとより、操法訓練に対します心構えや取り組み方など多岐にわたり御指導いただいたところでございます。

続きまして8ページになります。

(3)の消防操法大会結果につきまして、資料

には、上段から、市、薩摩支部、鹿児島県の消防操法大会の結果を記載しております。

各大会におきまして、暑い中、多くの議員の方々に御出席いただきましてまことにありがとうございました。

結果につきましては、本会議でも下園議員のほうから御紹介いただきましたが、中段イの薩摩支部大会では薩摩川内市代表が上位を占めたところでございます。

下段ウの県大会では、先ほど御説明しました訓練等を経て出場しましたが、残念ながら上位入賞はかないませんでした。

今回の貴重な経験を生かし、次回に向けて団員・職員が一丸となってさらに取り組んでまいります。

続きまして9ページになります。

12の火災、救急の発生状況につきまして、8月末現在の状況を御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、8月末現在、火災は26件発生し、対前年と比較し24件の減、火災損害額は792万3,000円で3,382万3,000円の減、救急は2,923件で15件の減となっております。

(1)の右側の小さい表になりますけれども、火災の死者が2名で、うち1名が枯草焼きでの着衣着火により亡くなられているところでございます。

地域別・月別の火災、救急の状況は記載のとおりでございます。

なお、火災の種別では、昨年と比較し、建物火災が12件、その他火災も同じく12件、いずれも減少しており、火災件数の減に、また建物火災のうち半焼以上の炎上火災が昨年と比較し4件減少しており、炎上火災につきましても幸いに損害額の少ない火災のみで、火災損害額の大幅な減につながっております。

救急の種別ごとでは、転院搬送が増加し、急病が減少しているところでございます。

また、熱中症の関係では、8月末までで89人を搬送しており、昨年と比較し10人の減となっております。

(5)の表の下段に記載しておりますドクターヘリにつきまして、8月末までに72回要請しております。うち29回が天候不良あるいは救急隊

到着後のキャンセルとなっており、昨年同時期と比較しまして要請回数は14回の増となっておりますところでございます。

最後に、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深めていただくことを目的に、9月9日は救急の日、この日を含む1週間を救急医療週間として昭和57年に定められており、消防局でもこの週間中の9月13日に西開聞運動広場において集団救急事故訓練を計画しております。

また、先般の広報紙でもお知らせしておりますが、9月8日土曜日には、国際交流センターで14時から川内市医師会主催により市民公開講座が開催され、薩摩川内市の救急の現状及び鹿児島県のドクターヘリ・ドクターカーの現状について講演が予定されているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太） 6月議会での外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係るガイドラインの周知について御対応いただきまして、まずありがとうございました。

それに関連して質問させていただきたいのですが、先般、民泊サービスの適切な運営を確保しつつ健全な民泊普及を図ることを目的として、住宅宿泊事業法が本年6月15日に施行されたところであります。

それに伴って、本年7月13日に住宅宿泊事業の届け出に伴う消防法令適合通知書の交付事務を円滑に処理するための取り組みについてという通知が本年7月13日に出されております。

それに伴って、本市において民泊事業等があるのか、またそれに伴って住宅宿泊事業の届け出に伴う消防法令適合通知書の運用状況と円滑に処理が行われているのかということについてお伺いしたいと思います。

○予防課長（永田 稔） 薩摩川内市に、今、住宅宿泊事業に基づく民泊の届け出ですけれども、まだ一件も来ておりません。

○委員（坂口健太） 御回答いただきました。今回、所管事務調査の中で御報告いただいたガイドラインについてであります。今後、本市においても観光行政等々、必要性は増してまいります。

観光に訪れた方々に対しても安全性を確保するために、観光行政と消防行政については、これまでより一層連携を図っていただきたいと思います。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください。本会議でもあったんですが、救急救命士も含めてですけども、特別な資格を持った方々に、どのぐらいの手当が出されているんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）結論から申し上げますと、資格を持っているから手当を出すという事はございません。ただ、業務内容によりまして、潜水隊が活動した場合に潜水手当であったりとか、あるいは、先般、策定しましたけども、救急救命士が特定行為を行う場合の手当とかそういうのはございますけども、資格に対する手当というのは今のところは配付いたしておりません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。以上で、消防局を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の55ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の社会教育管理費732万円の増額につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員給与費の調整でございます。

3目公民館費の中央公民館費141万8,000円の減額につきましても人事異動に伴う職員給与費の調整でございます。

同じく3目公民館費の地域公民館費481万2,000円の増額につきましては、祁答院公民館駐車場舗装工事に伴うもので、本年度、特に傷みの激しい箇所のみを先行して舗装工事を実施いた

しましたが、駐車場全体の傷みが進行している状況であり、また表層の厚さが基準を満たしていない状況も確認されましたことから、残り1,100平米の舗装工事について補正をお願いするものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）いじめ等々の相談の受け付けについてなんですが、先月でしたかね、県がLINEでの相談窓口を設けたというのを見たんです。本市においてもメールや電話等々で相談を受け付けておられると思うんですが、今後、小学生、中学生、高校生からその相談を受け付けるに当たって、電子メールというものが果たして窓口としてこれからも適切であるかというか、小中高校生がいまだ電子メールを使い続けているのかなという疑問がありまして、窓口として、LINE等、そういった児童生徒に合わせたものを提供される意向はないかというのを伺いたしたいと思います。

○社会教育課長（橋口公男）ただいま御質問がありました。本市におきましては、少年悩み相談ということでカードを、ちょうど普通のクレジットカードとかあの大きさのカードを各小学生、中学生、高校生まで全員に配付しております。その中で、携帯の番号ですけども、電話番号と電子メールでも相談ができるような形でアドレスを入れてあります。

現在は、ほとんどが電話で相談が来るという。件数的には昨年は16件ということで余り多くはないんですけども、本人からの相談あるいは保護者からの相談、それぞれあります。今後はEメールで相談するというのも多いかと思っておりますけど、

そこは対応できているというふうに考えております。

○委員（徳永武次）家庭教育学級の開催もここでいいんですか。恐らく1年に何回か小学校単位でやっていらっしゃると思うんですけど、内容的なことは、どういふのを主に家庭教育学級で開催されているのか、何項目か教えていただければと思います。

○社会教育課長（橋口公男）親の育ちが子の育ち事業というところで家庭教育のほうを実施させていただいております。主には、各学校に家庭教育学級を設置してありまして、保護者の方、あと学校の先生の方にそういう学級のほうの運営をさせていただいております。

あとは、学校のほうでそれぞれやってくんですけども、市のほうといたしましては、年に数回、後援会等を開催いたしまして、例えば家庭教育の、今であると発達障害の関係の講演をさせていただくとか、そういう発達障害の子に対する理解を深める教育とか、そういうことについて講演させていただいて、それぞれ保護者の方にも参考にさせていただいている状況です。

○委員（徳永武次）どっちかといったら学校での対応というのが多いわけで、当局から云々ということはないんですか。例えば何らかの出前講座をするとか、そういうことはないんですか。

○社会教育課長（橋口公男）出前講座は要請があればもちろんいたしますけれども、先ほど言いました講演会で、ある程度、国際交流センターとか大きなところで300人、400人に参加いただいていたというものが主なものではないかと。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（帯田裕達）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止し

ておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠）中央図書館でございます。

中央図書館の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の56ページをお開きください。

議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算、10款5項4目図書館費の48万8,000円の増額につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）1点、質問させていただきたいと思います。

6月議会で私がビブリオバトルについて質問したわけですが、この答弁の中でことしの8月に開催されるということで答弁いただいたわけですが、中央図書館、その実施状況の報告をいただければと思います。

○中央図書館長（山口 誠）今回、8月18日にビブリオバトルの実施までは至らなくてというか、説明しましたが、ビブリオバトルって何だということやまず市民の方に知っていただきたいということで「ビブリオバトルって何？」ということで中央図書館のほうで開催したところであります。

ビブリオバトルがどういうものかというのはまだ周知ができていないところがあったので、簡単にいえば知的書評合戦といまして、自分が好きな本を、5名程度で、人数は限らなくていいんですが、本を持ち寄って、お互いに自分がその本を読んでこういう本でしたという紹介をし合って、

それを周りの人間が採点して一番チャンピオン本を決めるという、そういうバトルというか、ただ紹介し合うだけではなくて、戦うという言い方はおかしいんですが、書評し合うということになっておりまして、そのやり方を周知していればということをやったところですよ。

ちなみに、今回は、図書館の司書のほうに、代表というか、例題的にやってもらつつもりだったんですが、小学生が一人準備してきていました。その子にも発表してもらって、結構いい発表してくれたので、今後、またそういう形で広めていければということによって思っております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（帯田裕達）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）議案第93号一般会計補正予算のうち、少年自然の家分の歳出予算について御説明申し上げます。

説明書の56ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費638万2,000円を増額するものであります。

内容といたしましては、説明欄に記載のとおり、本年の4月に伴う人事異動に伴う職員給与費であります。

歳入については、ありません。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）別紙資料の15ページをごらんください。

まずは利用数状況についてです。平成29年度は研修延べ人数が3万9,707人で、薩摩川内市民の利用率は42.7%となっております。ごらんのように入会事業関係が伸びており、親子で楽しめるフェスタや一般成人向けの森の学校への人気が高く、平成27年度に条例改正を行った効果もあり、多くの事業が定員を上回る希望をいただいております。

次に、夏のアドベンチャー薩摩川内ぼっけもんの旅についてです。8月2日から5日までの4日間、里・上甕地域に40人の子どもたちが参加いたしました。甕島を舞台にすることにより、今まで知らなかったふるさとの自然や甕島の歴史や社会の歴史も見えるようになり、ふるさと理解につながりました。事故はなく、無事終了しております。

最後になりますが、本年度は年間4万人の利用者の目標数の達成に向けて今後も市民に親しまれる施設運営を続けてまいります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

それでは、議案第85号東郷学園義務教育学校室内運動場新築（建築）工事請負契約の変更についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○学校施設整備室長（上口憲一）議案第85号につきまして、御説明いたします。

議案つづり、その1の85-1ページをお開きください。

議案第85号東郷学園義務教育学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の変更について御説明いたします。

提案理由につきましては、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

変更の内容は、契約金額で、変更後の金額が4億4,739万8,640円となり、135万8,640円の増額であります。

次のページをお開きください。

契約の相手方、工事概要、工期等については変更ございません。

なお、今回の契約変更に至った詳細につきまして、御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

東郷学園義務教育学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の変更につきまして、建設工事請負契約書第25条第6項の規定で「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金の変更を請求できる」とあり、国において、新たな公共工事労務単価等を定め、平成30年3月1日から適用することとし、一定の既契約工事について、インフレスライド条項を適用する旨の通知を県を経由して、本市にも要請があったものでございます。

条項の適用は、平成30年3月1日時点で、既に契約した工事のうち、発注者または受注者により請負代金の変更協議の請求があり、その日以降の残工事が2カ月以上ある工事について適用するもので、今回、東郷学園義務教育学校屋内運動場（建築）工事について、施工業者から変更協議の申請があり、残工事についてインフレスライドを適用し、増額変更を行うものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）議案第93号平成30年度一般会計補正予算のうち、教育総務課分について説明させていただきます。

初めに歳出からです。予算に関する説明書の51ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の4,312万8,000円の増額補正は事務局管理費で、4月の人事異動に伴う給与費等の調整と奨学英事業費では市内在住の方からの寄附金を特別奨学基金に積み立てようとするものであります。

次に52ページをお開きください。

2項小学校費1目小学校管理費の8,883万3,000円の増額補正は、人事異動による給与費等の調整と可愛小学校と水引小学校への個人の方からの寄附金による備品購入費で、いずれも図書室に配備する図書を購入手しようとするものです。

次に53ページをお開きください。

3項中学校費1目中学校管理費の1,194万1,000円の減額補正は、人事異動による給与費等の調整と樋脇中学校と水引中学校への個人の方からの寄附による備品購入費で、同じく図書を購入手しようとするものと、市内に営業所を置く企業からの寄附金による備品購入費で、中学校に各1個ずつ熱中症計を導入しようとするものです。

次に54ページをお開きください。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費の97万9,000円の減額補正は、人事異動による給与費等の調整であります。

続きまして歳入について説明いたします。

予算書の15ページをお開きください。

18款寄附金1項寄附金8目教育費寄附金のう

ち教育総務課分は、49万7,000円で、歳出で説明したとおり小学校寄附金が二人の方から、中学校寄附金は一人の個人と昭和49年卒業の樋脇中の卒業生の方々から、それから市内に営業所を有する企業からの寄附によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○学校施設整備室長（上口憲一） 学校施設整備室分につきまして御説明申し上げます。

予算に関する説明書の51ページをお開きください。

歳出につきまして、10款1項3目教育振興費、事項、小中一貫校整備事業の工事請負費の1,845万円の減額は、太陽光を利用しましたスマコミライトを当初工事請負費で計上していたものを備品購入費に組みかえるものでございます。

次に52ページをお開きください。

10款2項3目小学校建設費、事項、小学校諸施設整備事業費の3,383万4,000円は、亀山小学校及び永利小学校が児童数増加に伴い、教室不足が生じたことで、仮設校舎の賃借料1カ月分の244万6,000円と、仮設校舎設置に伴う工事費及び小学校ブロック塀の13校34カ所の撤去及び補修費として工事請負費3,138万8,000円を増額補正するものでございます。

次に53ページをお開きください。

10款3項3目中学校建設費、事項、中学校諸施設整備事業費の工事請負費517万1,000円は、中学校のブロック塀5校6カ所の撤去及び改修費を増額補正するものでございます。

次に54ページをお開きください。

10款4項3目幼稚園建設費、事項、幼稚園諸施設整備事業費の工事請負費125万1,000円は、幼稚園のブロック塀5園6カ所の撤去及び改修費を増額補正するものでございます。

ここで、学校施設のブロック塀について、委員会資料の2ページをお開きください。

1、高さが2.2メートルを超えるブロック塀が8校（園）8カ所、延長が418メートル、2、高さ1.2メートルを超え、控え壁等がないブロック塀が18校（園）で38カ所、延長1,093メートルについて、撤去及びフェンス等設置の改修工事を予定しているものでございます。

次に債務負担行為について説明いたします。

予算書にお戻りください。説明書の6ページを

お開きください。

先ほど説明いたしました亀山小学校及び永利小学校の教室不足に伴って、仮設校舎の借り上げ事業としまして、それぞれ4年間の債務負担行為を設定するものです。

なお、亀山小学校につきましては平成30年度の児童数が565名に対し、平成34年度は613名になる予定であり、特別支援教室もふえていることから、普通教室を4教室、また、永利小学校につきましては現在517名と、10年前と比較して約80名程度増加していることから、普通教室を2教室ふやす予定としております。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明いたします。

平成30年度第2回補正予算に関する説明書の51ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費、事項、特別支援教育支援員配置事業180万円の増額は、公立幼稚園、小・中学校において障害のある幼児、児童、生徒に対する学校生活の介助や学習活動の支援を行うため、現在44名の特別支援教育支援員を配置しております。

近年、特別な支援が必要な幼児、児童、生徒数が増加しており、学校からの支援員配置要請に对应えられない状況が続いております。これらの課題を解消するに当たり、2名増員するものでございます。

続きまして、10款1項3目教育振興費、事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費60万円の増額は、学校や家庭関係機関と連携し、児童生徒の問題行動や不登校の解消を図り生徒指導上の問題解決を円滑に行うため、現在2名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。

なお、川内北中学校、川内中央中学校の2校を拠点校として本土地域の小・中学校へ要請時に巡回しております。

近年、SNS等の普及により相談内容も多様化し、件数も増加している状況の中で、市内の小・中学校40校を巡回するにも限界があり、これらの問題を解決するに当たり、1名増員するものでございます。

続きまして、10款1項5目学校保健費、事項、学校保健体育運営管理費34万8,000円の増額

は、陽成小学校の併設幼稚園であった高城中央幼稚園が陽成小学校の統廃合に伴い単独幼稚園となったため、園医及び園薬剤師等の報酬が新たに必要となったために要求するものでございます。

次に、10款1項5目学校保健費、事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費27万4,000円の減額は、スポーツの振興や児童生徒の健康の保持増進を図るため、小・中学校及び幼稚園の管理下における児童生徒の災害時に給付を行っている事業ですが、日本スポーツ振興センターからの給付が確定により減額になったためでございます。

次に57ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費610万6,000円の減額は、平成30年4月の人事異動に伴う給与費等の減額補正によるものでございます。

続きまして、10款6項3目給食センター費、事項、給食センター維持補修費334万8,000円の増額は、安心・安全な学校給食を提供するため、川内学校給食センターのフライヤー修繕及び研修室用プレハブ、冷凍・冷却庫ユニットの取りかえ・修繕に係る施設設備の維持補修のため、増額を要求するものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）確認させてください。2目の事務局費、私の聞き違いやったかな、特別奨学基金積立金の2,000万円、今度、措置しているんだけど、寄附金という言葉は課長がおっしゃったような気がしたんだけど、そこら辺のいきさつを御説明ください。

○教育総務課長（小原雅彦）ことしの3月末に市内の個人の方から2,000万円の寄附がございまして、これを今回の補正で、そのまま2,000万円を特別奨学基金に積み立てようとするものであります。

○委員（永山伸一）了解しました。

○委員（松澤 力）1点だけ。先ほどブロック塀の改修について御説明があったんですけど、今回の補正の関係で対応されることで本市においては全てのブロック塀が問題ない形に対応が終了するというところでよろしかったでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一）今回の補正につきましては、2.2メートルを超えるものと1.2メートル以上で控え壁等がないものにつきましてはの補正でございまして、若干1.2メートル以下のものでも老朽化があったりするものもございまして。その辺が、まだこれから、また幾らかの調査が今残っているところでございます。

○委員（松澤 力）今後、いつまでに完了するということまではまだ決まっていないところですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）今回の補正分につきましては、当然3月までで終わる予定ですけど、今度は、1.2メートル以下の危険性があるものにつきましては、また新年度とかの予算等で対応を考えているところでございます。

○委員（松澤 力）できるだけ、全国的な問題にもなっていると思いますので、また地震なんかもちこちで起きていますので、早目の対応をいただけたらと思います。

○委員（坂口健太）亀山小と永利小の普通教室等の新設についてなんですけど、まず1個、質問なんですけど、今後4年間の間に新設を完了させるということ認識はよろしいのでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一）この後、長寿命化計画の中でもちょっとお話させていただきたいところなんですけど、今のところ、亀山小と永利小につきましては、教室も鉄筋コンクリートなんかで幾らか事業費も大きくなる予定でございまして、長寿命化計画の中で、今、クーラーの設置とかそういう、いろいろ長寿命化対策の問題とか、そういうのを含めた形でこれから大型投資事業の中で予算要求をしていく予定でございまして。

○委員（坂口健太）わかりました。

それに関連してなんですけど、仮設校舎の借り上げということで、プレハブとかを借り上げて一部の児童がそこに入るかと思うんですけども、普通の鉄筋コンクリートの校舎と仮設のプレハブの校舎では、夏場とか、空調の問題ともかかわってきます。暑かったり断熱材が入っていなかったりとか児童の間でもばらつきが出てくるのかなと思うんですけど、その辺の環境で差が出てくることについては当局としてはどのように認識されておられるのかなと思ひまして質問したいと思います。

○学校施設整備室長（上口憲一）プレハブも最

近は性能がよくなっておりまして、断熱効果も上がっております。仮設校舎につきましては、今のところ空調機を入れる予定でございますので、夏場の対策は一応できるんじゃないかなというふうに考えております。

○委員（坂口健太）仮設校舎については空調が入るといことなんですけど、それこそ差が出てくるのかなと思ひまして、例えば普通教室として仮設校舎を利用することになるという認識でよろしいんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）普通教室として、今回、仮設校舎を建てる予定でございます。

○委員（坂口健太）普通教室として使用するとすれば、空調を利用する児童と利用しない生徒が出てくるわけですが、その辺の電気料金の負担等々はどのように考えているでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一）電気料金等につきましては、当然、義務教育学校ですので、公立の学校ですので、市のほうでその辺は負担はしていく必要があるというふうに考えております。

○教育部長（宮里敏郎）今、仮設校舎のお答えをさせていただいたんですけども、これは、どうしても教室が不足するので、すぐに増設できないためにプレハブでしないといけない。そのためには、どうしても空調がないと劣悪な環境になるのでということで、これは苦肉の策だと思っております。

新しい増設分の校舎については、先ほど言ったように長寿命化計画の中に盛り込んで、ほかの老朽化対策なんかと一体的にやっていくわけですけども、あわせて空調機の設置についても早い時期に対応できないかというのは当然検討していくことですので、今、副委員長が言われたようなことがないように早い時期に全体的な整備ができればいいという希望は持っているところでございます。

○委員（坂口健太）今の話なんですけど、まず新設校舎をつくられるということで、後から設計を変更して空調を取りつけるとなるとまた追加の費用がかかたりすると思ひますので、今後の整備もあると思ひますが、最初の段階から空調をつけるということでぜひ整備していただければと思ひます。

○委員（上野一誠）スクールソーシャルワ

カーの1名増と。これは、1名増にする要因は何ですか。

○学校教育課長（熊野賢一）現在2名で対応していますが、いろいろ、特に保護者の問題がだんだんふえてきておりまして、学校が直接保護者と家庭と連携をとれる部分もあるんですが、それが難しいような家庭につきましてはスクールソーシャルワーカーが間に入って連携をとってもら。または、児相とか関係機関との連携をとってもら。

そういう事案が年々ふえてきているという状況で、今二人では非常に対応が厳しくなっているということで、1名の増をお願いしているところでございます。

○委員（上野一誠）いろんないじめの内容とか、あるいは子どもが教職員に対するいろんなそういうパワハラ的なものがあるのかなのかわかりませんが、いわば保護者が学校に対しての不信感を持っていくと。そういうことが仮にあって保護者の問題があるとすれば、いわば学校現場の解決能力というのが非常に希薄になっていく状態も推察できるのかなと。

だから、どうしてもこういうソーシャルワーカーを入れていかないと直接的に保護者との解決ができないという事案があるがゆえに、こういう一人ふやしていくということのふやし方であるとすれば、余り好ましい姿ではないなということは率直に私は思うんですけど。

しかしながら、現実的にそういうことを入れていかないとどうしても学校だけでは解決できないというのが御提案だろうというふうに思ひます。

今、スポーツ界でいろいろある中で、あれだけパワハラとかいろんなことが出る中で、部活とかいろんなそういう中で、部活に力を入れ過ぎて、教師や指導者の指導力というか、指導のそういうものが子どもたちにとっては苦痛になったりして、いろいろ悩んでしまう。

いろんなことがあると思うんだけど、そういう実態というのは、ソーシャルワーカーを入れながら2名でやってこられる中で、教育委員会としては一つ一つの事案にどう向かい合っているのかということについてはどのような見解があられるんですか。

○学校教育課長（熊野賢一）今、委員が言われ

るように、今の学校現場というのは学校だけで解決できない問題が非常にたくさん出てきております。それで、今、チーム学校ということで、学校だけではなくて、地域の方あるいは関係機関、いろんな方と学校がチームを組んでいろんな問題に対応していこうという取り組みにだんだん移り変わってきているという状況がございます。

特に家庭の問題としては、保護者がいろいろ抱えている保護者のメンタル的な問題とか、あるいは経済的な問題とか、学校がなかなか直接踏み込めないような問題について非常に大きな役割を今果たしていただいているという状況でございます。

それから、個々の問題についてということですが、非常にさまざまな問題が起きております。それぞれ一つ一つに学校も真摯になって対応しておりますし、我々教育委員会も学校と連携をとりながら、あとは市の関係課とも横の連携をとり、あるいは児童相談所等とも連携をとりながら今対応に当たっているという状況でございます。

それから、教師の部活動等の指導に対しましては、子どもたちも以前とは少し変わってきているということを踏まえ、よく子どもたちに寄り添った指導をするようにということで、今、指導を校長を通じてお願いしているところでございます。

○委員（上野一誠） ぜひ、そうあってほしいというふうには思います。したがって、そういった地域のスクールとか、そういう考え方で、地域を巻き込んだそういう人との組織体系もつくられながらであるんですけども、私も身近には、特に今聞こえてくるのは、教師が熱くなり過ぎるとか、いろんなそういうのも部活においては聞くんです。

それによって子どもが非常に委縮していろいろあるみたいなので、今おっしゃるように子どもに寄り添うという考えは基本であるんだけど、そういうのを指導を徹底していらっしゃるということであれば、それがそういう学校現場にどのように移っていくのか、あるいは御理解されているかというのは先生方の一つの認識の問題もあると思う。一生懸命やっていたらいいとは思いますが、

そういう意味で、よく子どもと寄り添うということは指導者と教師間とのそういう信頼関係も大事であるので、その思いをして子どもに指導されるとは思いますが。そういうことで、子どもがまた学校へ行きたくないとか、あるいは先生の一

言で行きたくないとか、そういうことで家庭で子どものことで保護者が悩んでしまう。

そういう意味では、できるだけ学校も、学校長を中心に、解決能力、現場解決をしていく姿勢というのが、学校はこうしているよということをごんだけ保護者にも訴えられるか、それがソーシャルワーカーの役割でもあると思うので、最後は意見要望として、十分、総合的にこの制度が生かされるように、またいろんな解決策に向けて現場のそういう力も発揮できるように、さらに連携を図っていただきたいというのを意見要望として申し上げておきたいと思えます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○学校施設整備室長（上口憲一） 学校施設整備室分について御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお開きください。

東郷学園義務教育学校の施設整備につきまして、現在の進捗状況を御報告いたします。

造成工事は、外周道路の舗装工事を残すのみとなりました。

また、建築工事は、管理中学校棟、小学校棟、特別教室棟、屋内運動場が内装工事に入っており、プールと夜間照明は基礎工事等を行っております。

また、外構工事のグラウンド及び野球場は外周の側溝工事を行っており、全体の進捗率は66%となっております。

以上で、東郷学園義務教育学校施設整備について終わります。

次に、同じく委員会資料の4ページをお開きください。

薩摩川内市学校施設長寿命化計画概要版（案）について、御説明申し上げます。

まず、計画の目的でございますが、薩摩川内市

学校施設長寿命化計画は、小・中学校の再編等に関する第1次及び第2次基本方針を踏まえ、本市の学校施設の改修や建てかえ及び維持保全の中長期的な計画を策定することにより、財政負担の軽減や平準化及びライフサイクルコストの縮減を図りながら、安全で安心して使える学校施設の整備を図ることを目的といたします。

次に計画の背景ですが、平成29年度までに22校を閉校し、現在は小学校27校、中学校14校及び幼稚園12園を維持管理しております。しかし、特に川内地域の大規模な学校を中心に施設の老朽化が進み、一斉に改修や建てかえの時期を迎えようとしています。

さらに、生活環境の変化に伴うトイレ改修や空調機設置などの環境整備が必要となっております。

次に計画の位置づけですが、学校施設長寿命化は、国が平成25年に定めたインフラ長寿命化基本計画をもとに、本市が策定した薩摩川内市公共施設等総合管理計画を上位計画とし、個別の長寿命化計画として位置づけをするものです。

また、計画期間を平成31年度から10年間とし、5年を目安に見直しを行う予定でございます。次に5ページをお開きください。

学校施設の現状と課題ですが、一つ目に、本市の学校施設は、多くが昭和30年から50年代に建設され、全体で182棟のうち、8割の146棟が建築後30年以上経過し、改修や建てかえの時期を迎えております。

下の表にありますように、表の中心から左側に高い棒グラフが集中しており、30年以上経過した建物が多いことを示しております。

上に戻りまして、これまでに、一部の学校を除く、全ての小・中学校で耐震性を確保してきましたが、一方で屋根や外壁、設備などで老朽化が進行しております。

また、現在の生活スタイルに合わせたトイレの洋式化や近年の温暖化等に伴う空調機設置のニーズが高くなっており、学校現場の要望等も踏まえた環境整備が必要になっております。

また、市全体の児童生徒数は、幾分、減少傾向にあります。亀山小及び永利小では児童数の増加に伴う教室不足が生じております。

これらを踏まえ、安全で安心して使える学校施設を維持していくために、本市の財政状況を鑑み

ながら、計画的かつ効率的な改修や建てかえ等を進めていく必要があります。

6ページの老朽化の状況ですが、昨年度実施いたしました学校施設の部位別の劣化状況調査では、「早急に対応する必要がある」「D評価」と判定されたものが屋根・屋上の14%、外壁の16%、床・間仕切り等の5%程度を占めております。

表の中ほどに、A・B・C・Dの評価項目がありますが、特にD評価は早急に対応する必要があるものとしており、右の写真では、屋上防水の破断、外壁の爆裂、及び床仕上げの剥がれ等の状況を示しております。

また、劣化状況調査の棟別の健全度では、新築の建物を100点としたときの建物の健全度を点数別に見ると、「優先的に長寿命化改修等の対策が必要」と思われる40点未満の建物は調査対象の11%に当たる21棟でございます。

7ページをお開きください。

次に改築・改修の方針でございますが、これまで、本市の学校は国も含めて建築後約50年程度で改築を行ってまいりました。

東日本大震災以降は、耐震化の工事等を優先して重点的に実施し、必要な学校施設は平成27年度に一部の学校を除き耐震化を完了いたしました。

その他の改修は、限られた財政状況の中で、外壁落下防止等の安全対策を中心に実施してきましたが、内部改修や設備更新等については十分に対応できていない状況でございます。

ここで、従来どおり50年で改築を行った場合の更新コストを文科省が示しておりますプログラムでシミュレーションした結果、従来の周期で改築する場合、30年間の平均の事業費が年間約10.8億円となります。

今後15年程度は、改築時期が重なり、年間15億円を超える費用が必要となります。財政状況を踏まえ、改築中心の整備手法を維持することは難しく、整備手法の転換が必要になります。

これらを踏まえ、長寿命化型へ転換した場合のコスト試算ですが、今後、10年間で劣化が進行している部位、先ほどのD評価の改修を優先し、長寿命化改修を実施した上で、建物を80年間活用する場合、30年間の平均の事業費は年間約4.9億円となり、従来の整備手法と比べ年間約

5.9億円の縮減が見込めます。

今後は、改築、長寿命化改修、部位別改修を効率的に組み合わせた整備手法に転換し、ライフサイクルコストの縮減及び事業費の平準化を図ることといたします。

最後に、8ページの今後10年間の事業実施方針でございますが、大きく三つに分けております。一つ目が、長寿命化対策で、劣化が進行している部位の改修を劣化状況調査により健全度が4.0点未満と評価された建物のうち、劣化状況がD評価と判定された部位をまとめて改修することで建物の長寿命化を図る予定でございます。

次に、危険改築でございますが、建築後60年以上経過している建物は、長寿命化改修を実施しても20年以内には建てかえの時期を迎えることから、改築の対象と考えております。また、構造評価で安全性が見込めない建物も改築の対象と考えております。

最後に、環境整備の、空調設備、教室不足等の環境整備では、小・中学校の教室への空調設備の整備、児童数の増加による亀山小及び永利小の教室不足の解消、その他トイレの洋式化等を計画的に整備を進める予定としております。

なお、表に今後10年間の事業計画について対象事業を掲載しておりますが、外壁・屋根等の緊急を要するものや今まで事業を見送ってきたもの等もあることから、空調機設置を含め、大型投資事業の中で、国の補助事業をうまく活用しながら、子どもたちの安全・安心のための施設整備を行っていく必要がございます。

以上で、学校施設長寿命化計画の概要版の案について説明を終わります。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、二学期制について御報告いたしたいと思えます。

資料の9ページをお開きください。

お手元の資料は、本来、リーフレットという形でこのように二つ折りにして配付しているのですが、資料の関係上、左側をとじてありますので、御了承いただきたいと思えます。

この資料につきましては、6月の総務文教委員会でお配りしたのを見直したもので、先日行いました二学期制検討委員会で提示したものでございます。

それでは、見直した点につきまして御説明いた

します。

9ページの右側につきましては大きな変更はありませんが、保護者や地域の方によりわかりやすくするためにレイアウトを変更してあります。

具体的に申し上げますと、1の「『二学期制』とは」のところですが、二学期制の説明の図の秋休み部分が以前は3連休としてありましたものを9連休とし、国が働き方改革として推進しているキッズウィークを設定できるようにしてあります。ただ、これまでどおり3連休のみの設定も可能としているところでございます。

2の「今、なぜ『二学期制』導入か」については、「学校の課題」「学校はどう変わる?」「そのことで生み出されるよさとは?」に分けて表示してあります。

学校の課題としましては、3点あります。

1点目は、新学習指導要領による授業時数の増大でございます。現在でも非常に厳しい状況にあり、学校では遠足などの学校行事をカットして対応しておりますが、さらに余裕時数が減り、教師や子どもにとってゆとりがなくなることが予想されます。

2点目は、教職員の業務改善の必要でございます。教職員の超過勤務が増加し、子どもと向き合う時間の確保や教育活動の質の向上を図るための業務の簡素化や効率化が必要になってきております。

3点目は、国が推進しております働き方改革とキッズウィークへの対応でございます。

次に学校がどう変わるかについてですが、始業式、終業式、通知表が1回少なくなったり、秋休みができたり、学期が長くなったりします。また、夏休み・冬休みとその前後の学習との連続性が深まると考えております。

次に二学期制によって生み出されるよさについてですが、まず余裕時数の増加により放課後等の時間が確保され、会議や研修授業の準備、個別指導や子どもと触れ合う時間が十分にとれるようになると考えております。

また、夏休みや冬休み前に通知表作成などの学期末の事務処理などがなくなり、教師の精神的・時間的なゆとりが生まれ、長期休業を見通した授業の充実や子どもと向き合う時間の確保が期待できます。

ほかにも夏休みの課題と連動した授業づくりや活用する力を育む課題設定など、学びの連続性が期待できると考えております。それ以外にも、長い期間をかけてきめ細かで確かな評価をすることもできます。

また、二学期制の導入をきっかけとして、これまでの行事の見直しや精選などが進み、業務改善、学校改革の推進も期待できると考えております。

次に9ページの左側でございますが、これは新しく加えたもので、年間行事のイメージ案でございます。例1は、これまでの行事をそのまま二学期制に当てはめたものでございます。例2につきましては、運動会や体育大会を5月に、家庭訪問を夏休みに移した例でございます。学校行事は基本的に各学校で決めることになっておりますが、イメージを持ちやすくするために掲載したものでございます。

続きまして裏をごらんいただきたいと思っております。裏はQ&Aを掲載しております。Q1から6、それから8、9は、6月にお示ししたものをより詳しくしたものでございます。それから、Q7、10、11、12は新しく加えたものでございまして、行事の見直しやキッズウィーク、暑さや給食への対応について説明してあります。

その中で、最後のQ13の導入の仕方については、方向性が変わりましたので、詳しく説明したいと思っております。

6月の総務文教委員会のときに、資料をもとに、東郷学園で二学期制をモデル的に先行実施すること、ほかにも先行実施したい学校があれば支援していくこと、全市的に検討委員会を開催し多方面から意見を聞くことなどを説明いたしました。その後、多くの皆様から御意見をいただき、見直しを検討しているところでございます。

教育長も本会議で説明いたしました。再度、説明させていただきたいと思っております。6月の本委員会におきまして、委員の皆様方から、学校や保護者、地域が混乱することのないよう市教委が主体的に取り組むべきであるとの御意見をいただきました。

また、7月に行いました第1回の二学期制検討委員会でも、各学校間の行事調整を考えれば一斉導入がよいのではないかと御意見をいただきました。ほかにも、校長先生方へ二学期制の導入につ

いて意向を聞いた結果、数名の校長先生からは先行実施したいとの意見もありましたが、多くの先生方からは一斉導入が望ましいとの回答をいただいたところでございます。さらに、東郷小中の先生方からも東郷学園の開校に専念したいという意向も寄せられたところでございます。

このような意見等を踏まえ、市教委としましては、1年半の準備期間を置きまして、新学習指導要領が完全実施となる平成32年度から一斉導入できないかと方向性を見直し、8月24日に開催しました第2回二学期制検討委員会で提案・説明し、おおむね理解が得られたところでございます。その後、8月27日の定例教育委員会でこの方向性について提案し、承認いただきました。

これからは、9月に校長会で説明し、校長を通じて、教職員や保護者、地域へ説明するとともに、市教委としましても、中学校区ごとに説明会を開催し、保護者や地域、教職員に丁寧に説明しながら理解を得ていきたいと考えております。このことにつきましては、日程が決まり次第、委員の皆様方に案内させていただきたいと思っております。また、反対を表明しております教職員団体へも丁寧に説明し、理解を得ていきたいと考えております。

説明の後には、出された意見等をもとに総合教育会議で市長と協議をさせていただき、方向性が認められれば、その後の定例教育委員会で学校管理規則を見直し、教育課程編成に向けた準備を進めていくこととなります。このことにつきましては、その都度、議会へも報告してまいりたいと考えております。

続きまして、資料はございませんが、もう一点、報告させていただきたいと思っております。甞島の中学校に関し意見交換を行いましたので、御報告いたします。

里地域と上甞地域は合同で去る5月1日に、下甞地域と鹿島地域は8月17日に中学校に関する意見交換会を行いました。それぞれ、地区コミュニティ協議会代表の方々、小・中学校PTA代表の方、学校長に出席していただきました。

意見交換会の目的でございますが、甞島には中学校が休校を除くと4校あります。里中、上甞中、海陽中、海星中でございます。そのうち上甞中と海星中が今年度から複式学級になっております。また、海陽中は平成33年度から複式学級になる

可能性が高いと見込んでおります。

このように4中学校のうち2校が複式になったこと、また、近い将来、複式が見込まれる状況にあることから、甌島の中学校の今後のあり方、再編について意見交換をさせていただいたものでございます。

意見交換会では、現在の生徒数と教職員の状況、複式学級の基準や教員配置基準を説明し、学級減で教員が減ることでの課題、部活動の状況、今後の児童生徒数の見込みなどを説明し、その上で中学校の再編についてどう考えますかといったことを問ひかけ、いろんな意見をいただきました。

里地域と上甌地域は合同で開催しましたが、保護者からは「複式になって不安はあるが、どんなメリットがあるのか様子を見たい」といった慎重意見や「受験期を控えた大切な時期なので、何か対策が必要」といった意見が出されました。今後、上甌の保護者や地域において中学校の統合について話し合うという方向でまとまりました。現在、話し合いを重ねていると聞いております。

鹿島地域では、鹿島中を再開したいという意見がありましたが、学年1から2名の複式学級では中学生としての力が育たないと説明し、理解いただいたと聞いております。

また、藺牟田瀬戸架橋が完成したら上甌に通わせたいといった意見もありまして、橋が開通し、風の影響や日常生活圏の状況などを見て改めて検討するという方向でまとまったところでございます。

下甌地域では、保護者から「部活が成り立たない」「生徒一人一人の負担が大きい」など保護者が切実に感じていることを意見として述べられたこともあり、地区コミ代表の方々からも統合はやむを得ないといった意見が出されるなど、統合自体には賛成するといった雰囲気が占めていたように思います。

今後、教育委員会主催で説明会を開催し、複式学級の課題や生徒数の見込みなどを含め中学校の再編案を示し、幅広い意見をいただき、保護者や地域の話し合いをお願いしていきたいと考えております。

以上、甌島の中学校に関する意見交換会の報告を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明があ

りましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力） 二学期制について伺いたいと思っております。

まず、今回、委員会資料で出されているリーフレットというか、資料については、もちろん総務文教委員会に出していただくのはいいと思ってるんですけども、そのほかの議員の方についても、またこの資料が、今後、各地域でとかいろんな説明会で使われていく可能性も高いと思います。広くほかの議員の方にも共有したほうがいいんじゃないかというのがまず1点なんですけれども、対応はどうか。検討は。

○教育部長（宮里敏郎） 今回の資料につきましては、委員会資料として同じように各議員のほうにも配らせていただいております。今から説明会をずっとやっていく中で、このリーフレットを活用して、学校側にもこれを使って説明してくれるように周知していきたいというふうに思っております。

○委員（松澤 力） あと、もう一つなんですけれども、二学期制を進めていくに当たって、他の議員からも御意見を伺っているんですけども、デメリットというか、二学期制に対する心配とか懸念とか、いろんな、皆さんそれぞれあると思ってるんです。所管部署のほうでも、そのあたりの検証というところ、またそれに対する対応策というのも本市としての対応を考えていらっしゃると思うんですけども、そういったところの資料というか、何か一覧にまとめてあるものがあるのかとか。

今の資料の中にも一部書かれているとは思いますが、これまでも二学期制にしていたところを三学期制に戻したところの自治体等も含めて、そのあたりを一つ一つ潰していくような説明とか資料とかそういったものが必要なんじゃないかという声も伺っているんです。そのあたりの対応はいかがでしょう。

○学校教育課長（熊野賢一） 市教委としましては、デメリットといいますか、課題ということで、一番は、まずなれていないと。二学期制とはどういうものかということに対して不安を、地域の方、保護者、それから児童生徒は持つんじゃないかというのは一番考えております。それについては丁

寧に説明していく必要があるんじゃないかなと。何せ、本県でまだどこも自治体で実施していないという二学期制ですので、丁寧に説明していきたいと思っております。

それから、通知表が2回になるというのが、一番、保護者や児童生徒が不安に思うことじゃないかなと思いますが、それについては、Q&Aにも書いてありますとおり、個別に一人一人、保護者に説明していくと。

通知表ですと、紙で一斉に配るというものでしたが、それにかわって、夏休み前あるいは夏休み中に保護者と相談して「成績はこうでしたよ。今度は勉強させてくださいよ」と教師と保護者が1対1で語るような機会を設けるようにしていきたいなと思っております。

それから、それ以外のいろんな課題等につきましては、我々も三学期制に戻した自治体からいろいろ話も聞いていますので、それについては、また中学校区ごとの説明会后、校長を通じての説明等でまた資料を提供していきたいなというふうに考えております。

○委員（松澤 力） いろんな対応を検討していただいているということで。今後、委員会また議会に対してそういったデメリットに対しての全般的な網羅したような形での項目また対応について資料を出されるということは検討されていないですか。

○学校教育課長（熊野賢一） 3月の総務文教委員会のときの説明の中で、そういうデメリット、二学期制に戻したところの対応についてはお示したところですが、再度、またほかのところもあれば資料を準備して提供していきたいなと考えております。

○委員（上野一誠） 昨年の12月に全協で上屋教育長から二学期制についての考えや思いということでお話しされました。そして、その後、2月の教育委員会で議論して管理規則を変えましたと。それは、二学期制ができる規定に変えた。

そして、3月の定例会においてこういうように変えたから、ほかは、希望するところは手挙げ方式と。要は、学校長の判断においてそれがやりたいというのであれば手を挙げなさいというのが今までの説明です。

そして、今る説明があるように、検討委員会

が開かれ、2回目の検討委員会において、いろいろ、さきの委員会等々でも意見があったと。したがって、ばらばらの二学期制スタートは好ましくないという意見が大半の中で、校長会や検討委員会の中でも一斉スタートが好ましいという判断の中で、2年後を見据えて二学期制にするという方向性で決まったというのが説明ですね。

私は、この一つの流れをとるときに、管理規則を変えればいいと。管理規則だけを変えればいいということで、当然、議会の議決要件には入りません。したがって、この慎重さということが非常に希薄だったんじゃないかなと思うんですよ。もっと、こういうのは大事なことであって、我々もそういう認識でいるんですけど、三学期制という歴史を変えていくことからすると、二学期に変える大変な一つの御提案なんです。

したがって、県教委がこのことをどう理解するか。県とか中体連、いろんなのを含めてこの市だけが先にやっていくという一つのデメリットもあるでしょうし、また二学期制のデメリットやメリットもいろいろあると思う。そういうスタンスが、私から見ると、教育長の独断的な判断が動いてきたということを言わざるを得ないと僕は思っているんです。

だから、そのために市長はどう考えるか。教育総合会議の中で、市長はどういう意見を言ったかわかりませんが、上屋教育長的には、東郷学園を先にいじってという、これは一貫していましたから、それがいろいろ議論を呼んでこういう形で全市的にと。

やるのであれば、全市的が好ましい姿です。あっちをやる、こっちはやらん、地域によっても、学校によって、している、していないということ平然と言われるということ自体が、私はその時点では理解ができなかったです。

そういう意味では、最初からもっと慎重な議論を経て、そして、いろんな声を聞きながら管理規則を変えるべきであって、そういうことを先んじてやって、また実行しないものをまたやって、また今度は、全市的に、二学期制に「できる」じゃなくて、「する」という管理規則になっていくわけです。

そういうことからすると事の進め方が余りにも慎重性に欠ける一つのやり方だということは、私、

個人的にも、また議員の中でもそういう声が多く出ています。

したがって、大事なことは、しっかり議論を経て、最終的にこうしていきますよと。最終的な教育委員会会議を含めてこういうふうにしたいという方向性を出すべきだというふうに思っているんですけど、これまでの流れを見てどういうふうに思いますか。

○教育部長（宮里敏郎） 今、上野委員のほうからもおっしゃったとおり、このことについては、最初は12月で教育長が、思いというか、方針、こういうふうに進めたいということを通じてから、当初の方針から3月、6月で言った進め方に対する方針から変化した部分については、当初の段階でまたもう少し多くの人たちの意見を聞いておれば、最初から一斉導入ということで我々も判断できたのかなというところについては反省するところがあると思います。

3月議会、6月議会でも委員の皆様方から一斉導入とか地域が混乱しないようにということを強く意見としていただきましたので、そのことも踏まえて、市長のほうも、もう少し地域の意見を聞いて慎重にやりなさいよということを2月の総合教育会議の中では言われました。そのことを踏まえて検討委員会を設置して意見を聞いたと。

その中で、意見としては、もう少し丁寧にやりながらも、しかも導入としては一斉導入が一番望ましいですよ、それが地域や学校のバランスもとれていいんじゃないかというような意見が大半であったことから、この間の教育委員会の中で今までの方針と違ってこういう方針で行きたいんだということで協議していただいて、だったら、そういうふうでいいんじゃないかということでお認めいただいたところです。今後、これをもって、先ほど言ったように学校は学校で、それから教育委員会としては、学校、地域、それからPTA、保護者の方々に丁寧に説明していきながら、こういう方向でやりたいということを説明しながらも、またいろんな意見を吸い上げながら教育委員会全体としてもこの進め方については検討していきたいというふうに思っております。

○委員（上野一誠） 教職員組合が明確にこれは反対だという表明をしています。ただ、教職員の先生方においては、また逆の立場を持っている人

もいらっしゃるかもしれません。結果的にこれからのいろんな説明会等を受けて最終判断をされるというふうに思いますが、結果的に混乱を招いて方向性が決まっていくことになる、一番の考えなきやいかんことは、学校現場が、このことで、もめちやいかんわけです。

学校経営の中でしっかりと理解してもらわないと子どもを巻き込んでしまうと、教職員の理解がないとなかなかいいスタートはできません。そういう意味では、十分な議論をしながら、地域、保護者、考えもいろいろあるでしょうけども、これは本当にそういういろんな意見がある中で事を進めていくことですので。我々の中で、三学期制をやって、二学期制をやって、また戻していくという、大きな自治体のやっていることもあります。

政務調査等を行っても、失敗したとは言いたくはない、そういう説明をします。そういうことじゃないけど、やっぱり二学期制はスパンが長い。そうはいったって、子どもの集中力等を含めると、元に戻したほうが良いというようなこと等も、戻す理由も言われるんですけども。

そういう意味では、本当に大きな理解を得ていかないと、薩摩川内市の教育、そういうもの、根底にかかわっていく大事な学校経営としての方向性です。ですから、それだけにいろんな意見を出し合いながらやっていくことの慎重さをさらにやっていかないかということから、これまでの進め方では本当にもっと教育委員会は慎重にあるべきだと。

僕は、教育委員の先生にも言いました。先生方は教育委員会の中で教育委員としてどういう発信をしているのか、慎重に考えて議論されているのかという意見も申し上げました。ある先生は、私たちは、どうのこうの、もろ手を挙げてどうのこうのいろんな意見もありましたけど。

だから、教育委員の先生方も含めて、教育委員会として本当に慎重に時間をかけるところはかけて、やるとすればいいスタートができる方向性を見出していく、理解を得るということが大事なんじゃないか、そういう御意見も私は申し上げました。

したがって、これから十分説明会もされると思うんですけども、いろんな声を上げながら、課題とも向かい合いながら、方向性がこうだよという

一つの教育委員会のスタンスだけではなくて、いろんな意見も幅広く受けとめながら最終判断を決めていく、そういう度量を持っていただきたいということは意見要望として申し上げておきたいと思います。我々は我々で、また勉強はします。

○委員長（帯田裕達）意見要望です。ほかにありませんか。

○委員（坂口健太）学校施設長寿命化計画について伺ってみたいと思います。

まず、今後の10年間の事業計画ですが、危険改築地区について後期に分類をされております。これは平佐西小の2施設と川内北中の武道場の危険改築ということで、長寿命化対策を行っても今後20年以内に建てかえの時期を迎えると。こういった危険改築を必要とする建物こそ前期とか早い段階での対応が必要かとも思ったりするんですが、なぜ計画の後期にこれらが位置づけされているのかということをお答えいただければと思います。

○学校施設整備室長（上口憲一）今回、長寿命化計画の中で、平成29年度に建物の全てにつきまして部位別に調査を行ってまいりました。その中で、特に1番目の長寿命化対策の外壁・屋根改修というところの前期に入れていきますこの校舎部分、これは特に早急な対策が必要ということの判断をいたしました。

平佐西小と川内北中につきましては、こちらもD評価は幾らかあるんですけども、まだそこまで、もうちょっとは耐えられるというような判断をしておりますので、後期部分で一応改築のほうをしたいというふうに今のところは計画で上げているところでございます。

○委員（坂口健太）もう一つ、学校施設長寿命化計画に対して。これは代表質問でも個人質問でもたくさん出てきたんですが、空調の整備についてです。前期計画に位置づけられているんですが、2019年度から2023年までの今後5年間において整備を完了されるという意気込みでよろしいということ認識してよろしいですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）空調につきましては、今までもいろんな学校からも要望があったりとか、教育委員会といたしましても必要性をずっと感じておるところでございます。空調につきましても、優先順位は高いということで、今の

ところ考えております。

しかしながら、先ほど言いましたように長寿命化の分、外壁、屋根のもございますので、この辺と合わせた形で何とか前期にできないのかなということで、今のところは計画に入れているところでございます。

○委員（坂口健太）では、空調と関連して熱中症の話の伺いたいんですが。本年8月7日に文部科学省事務次官通知で、熱中症対策について、夏季休業、夏休みの延長であったり、また臨時休業日を設けるなどの通知が出されたかと思うのですが、本市においても、余りに暑過ぎることも考えられるので、猛暑で、夏休みを延長して暑い期間を避けるとか、そういったことを検討はされないのかということをお伺いしてみたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一）夏休みの延長につきましてですが、延長すると、当然、その分の授業時数は、冬休みを短くすると土曜授業をふやすといった対応をしなければならないということもあります。そういった面から、またいろんなところと協議していかなければならないと思います。それについてもまた検討していかなければならないのかなというふうには考えております。

これは、本市だけじゃなくて全県的な、全国的な課題で、またいろいろ文科省や県からの通知等も出てくるんじゃないかなと思いますので、対応していきたいと思います。

○委員（上野一誠）この劣化状態調査の結果ということで、40点から60点という、いわば非常に進んでいるということから長寿命化を考えなきゃならない施設は理解するんですが、今出た空調施設について、80点から60点というのは極めて良好な状態と言えますよね。

そうすると、財政当局がどう考えるかもあるんですけども、財政措置が本当にその中でやっているか、教育委員会としてそういうものを打ち合わせているのかを含めると、財政がどう考えるかということも言えると思うんですが。60点以上の部分については、いつでもやろうと思えばつけられるわけですね、空調設備関係については。そういうところを含めると、より早くつけていくと。

長寿命化をいろいろ時間を得ながらやっていくと、当然、その間は事を進めていけないので、並

行した形の中で、より早くそのものをつけていけるような施策を講じていかないと「長寿命化、長寿命化」と一つのそういう部分だけを押しさえくと非常に無理があると思うので、それはすぐつけられる環境にある学校を含めて総合的に判断して、そして全体的に、一般質問でもたくさん出ているように起債のあり方もしっかり知恵を出し合って、6億円かかるというのであれば、また一つのいろんな財政措置の仕方もあるではないか、起債事業のあり方もあるのではないかと。いろんな意見もあるんですけども、今、これだけ、子どもの熱中症を含めて環境というものを見直していかなきゃいけない状況でありますので、ぜひそういう意味では努力をお願いしたいと思う。これは意見要望で。

そういう意味では、財政当局においてもしっかり応援ができるような形を酌んでいただいて、より措置をやっていただきたいということも、部長がいらっしゃるから、要望はしたいと思うんですが、何かあったら。

○総務部長（田代健一） 施設の老朽化につきましては、全庁的には総合管理計画を立てておりますけれども、全てのインフラが高度経済成長期に整備したという関係で、道路、橋梁、ため池、インフラ部門についても老朽化が進んでおりまして、施設についても、本市では、公共施設再配置計画を立てる中で、教育部門の諸施設については、ただいま教育委員会のほうから御説明があったとおり、教育委員会の中で長寿命化計画を立てられたところでございます。

したがって、一般財源としてはこういった財源のほうをどれを優先して配分していくかということになってまいるのでございますけれども、特に教育施設におきましては国の交付金の付き方といったものがどうなっていくかということも見てまいらないといけませんし、また空調も含めた整備の方針につきましては、市長が一般質問の答弁の中でもお答えしましたとおり、教育委員会の内部でこういったいろいろな財政需要が発生する中で、どれを優先づけて整備改修を行っていくかというような一定の方向性を示していただいた中で、財源も有利な起債等も検討しながら対応していかないといけないと思います。

市民の安全に直結する施設の改修や維持補修も

重要でございますが、学校等につきましては子どもの安全という最重要なものでもありますので、その辺は配慮していかないといけないと思っております。

○委員（坂口健太） また別件で質問したいんですけれども。

各単位PTAから当初予算編成に関していろんな要望事項が届けられると思うんですが、あるPTAのところから聞いたんですけれども、いろいろ要望を行って、道路であったりとかいろいろな要望があると思うんです。国や県に対して要望を行ってまいりますとか報告しますという回答が多く見受けられるけれども、それぞれの要望や報告に対して具体的な進捗状況まで含めた回答をくださるようお願いしたいというような要望がまたあるものですから、どういった形で要望に対しての回答を行っているのかということをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（小原雅彦） いろんな形で要望事項は上がってきております。総括的に、全市的に考えれば広報室が窓口になって取りまとめはしており、要望をもとに必ず文書で回答するようにはしていると考えております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

△文化課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は文化課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己） それでは、議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、文化課分の歳出予算について御説明いたします。

まず、各会計予算書予算に関する説明書の55ページをお開きください。

10款5項社会教育費2目文化振興費における補正予算額は、3,820万円を減額するものであります。

内容につきましては、事項名、伝統的建造物群保存整備事業費で街なみ環境整備事業の交付決定による減額であります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、各会計予算書予算に関する説明書の11ページをお開きください。

15款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金の補正額は、1,910万円の減額でございます。

これにつきましては、先ほども説明いたしましたとおり、街なみ環境整備の補助金の交付決定に伴い減額補正を行うものであります。

以上、文化課に係る第2回補正予算についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）交付決定というのは、補助金がつかなかったと。国庫の支出金が1,910万円あるから市も一般財源で1,910万円入れてあるけど、こっちがつかんかったからこっちも落とすという計算。この内容は何でしたか。駐車場でしたか。

○文化課長（永里博己）内容につきましては、3,400万円の事業費がついておりますので、それのできる範囲ということで入来小前の駐車場の整備を予定しております。

○委員（上野一誠）ということは、あの三十三観音塔のこちがでできなくなるという理解でいいのかな。

○文化課長（永里博己）そういうことでございます。

○委員（上野一誠）ということは、次年度にまた持ち越してあげるという考えでいいんですか。

○文化課長（永里博己）今、上野委員がおっしゃったとおりでございまして、ただ街なみ環境整備事業計画は平成31年度で終了ということにもなっております。それで、今後、まだし切れていない事業がございますので、延長を見据えて計画を立てて、順次、事業をやっていきたいというふうに思っております。

○委員（上野一誠）わかりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（永里博己）それでは、新しく指定されました市の指定文化財について説明させていただきます。

総務文教員会資料の11ページをお開きください。

平成30年8月1日開催の市の文化財保護審議会において答申され、平成30年8月27日に開催されました市教育委員会定例会におきまして議決されましたので、御報告いたします。

まず、有形文化財1件について説明いたします。

名称は、藤田家住宅であり、種別は建造物であります。

入来町牟多田集落に残る郷士の住まいで、建設時期の棟札は見つかっておりませんが、他の武家屋敷と間取りや加工の仕方を比較すると18世紀初頭半ばから19世紀初頭のものと思われ、旧増田家住宅より約100年近く古い建造物と推定されます。母屋はオモテ、ナカエの二つの建物をテノマでつないだ形式であり、江戸時代の薩摩藩の特徴的な別棟型住宅であります。

無形民俗文化財につきましては、6件でございます。

川内地域の一線神社太鼓踊、中郷太鼓踊、高江太鼓踊、城上町太鼓踊、入来地域の大馬越太鼓踊、元村楽太鼓踊の6件でございます。

12ページをごらんください。

まず、一線神社太鼓踊でございますが、継承者は陽成太鼓踊り保存会であります。

島津義弘による朝鮮出兵の際に村人たちを鼓舞させることが起源とされ、毎年8月8日に近い日曜日に一線神社例祭にて、五穀豊穰、無病息災、地域の発展を祈り奉納されています。

次に、中郷太鼓踊でございますが、継承者は中郷太鼓踊り保存会であります。

島津義弘による朝鮮出兵の凱旋祝い時期に始ま

ったと地元では伝えられており、農村の士気向上や農作物への災害回避祈願も込められており、諏訪神社の例祭で2年に1回奉納されています。

次に、13ページをごらんください。

高江太鼓踊でございますが、継承者は高江太鼓踊り保存会であります。

豊臣秀吉の朝鮮出兵の際に兵士の士気を上げるために始まったと地元では伝えられております。この踊りは、踊りの構成自体に戦いの様子を表現しているところに特徴がございます。南方神社の秋祭りに3年に1回奉納しております。

次に、城上町太鼓踊でありますが、継承者は城上町太鼓踊り保存会であります。

始まりは定かではございませんが、雨乞い、そして島津氏に領地没収された高城氏の霊を静めるために踊られたと言われております。御霊信仰の跡が見える点も日本の古い信仰を考える上で貴重なものであります。毎年8月10日前後の日曜日、児美神社例祭で奉納されております。

大馬越太鼓踊につきましては、継承者は大馬越太鼓踊り保存会でございます。

15世紀後半から16世紀前半に盛行した念仏踊りから始まり、18世紀中ごろに今の形の太鼓踊りになったと言われております。毎年7月最後の日曜日に鷹子神社で奉納されております。

次に、元村楽太鼓踊りにつきましては、継承者は元村鉦踊り保存会になります。

門割制度の門農家ごとに諏訪神社にて五穀豊穰祈願や民衆の娯楽として太鼓踊りを奉納させたことが始まりとされております。毎年8月28日の直近の日曜日に諏訪神社例大祭で奉納されております。

今回の7件の指定により、市の指定文化財は、159件になったところでございます。

以上、新しく指定した市の指定文化財についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太） 日本遺産に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

日本遺産について、本県でも、ことしやったかな、入来麓を含む九つの市が合同で日本遺産に向けて申請を行ったところであるというふうに向

ておるんですが、ことしについては落選したという認識でよろしいですかね。

ちょっと残念な結果だったんですけど、日本遺産として認定された場合、他県の事例でいきますと、初年度に約4,000万円の補助を受けて、いろいろホームページの作成であったり、シンポジウムの開催、観光案内板の設置など、事業に活用することができるかと伺っております。

ここで質問なんですけど、本市においても、入来麓のような文化財もありつつ、可愛山陵であったり、他市と連携して日本遺産の申請に向けて取り組まれる意向はないのかということをお伺いしたいと思います。

○文化課長（永里博己） ただいまの御質問についての回答でございますけれども、麓地区につきましては、今、委員がおっしゃいましたように県下9市町と県が連携しまして申請したところでございます。

先ほどありましたように今回は落選しましたけれども、新しい年度での指定を目指して、実は昨日も検討委員会があったところでございまして、落ちた原因を探りながら現在取り組んでいるところでございまして、きのうの情報によりますと12月に申請があるのではないかなということで聞いているところでございます。

○委員（坂口健太） ぜひ入来麓の件について頑張ってくださいと思うんですけど、ほかのストーリーでも、ぜひ神代三山陵であったり笠沙宮等と連携して、日本遺産に認定されれば国から予算が出て一番よろしいことかと思うんです。今後も文化庁行政と観光行政で連携していかないといけないという環境的な側面からも、そういった他市と連携して日本遺産の申請に向けて取り組むということ自体も必要なことかと思われまして、入来麓以外でもさまざまなストーリーを見つければ日本遺産の申請に取り組まれてはいかかかと御意見申し上げまして質問を終わりにしたいと思います。

○委員長（帯田裕達） 意見要望です。何かありますか。

○教育部長（宮里敏郎） 日本遺産の取り組みについて、今、入来麓の分については県が中心になってやるということで、そのほかにも、可愛山陵、神話の里をテーマにした日本遺産への申請等がで

きないかということについても、民間の方を含めて今協議はいたしているところでございます。

ただ、我々としては、その前にもう少し薩摩川内市民あるいは市内外について薩摩川内市は神話の里だということをしてPRできる事業にまずは取り組んでいきたいということを今検討しておりますので、そういうことも含めながら、あとの関連市とも調整をとりながら、将来的に日本遺産に向けても検討していきたい、日本遺産の申請に向けても取り組んでいきたいということは考えているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ぜひお願いしておきます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。以上で、文化課を終わります。

ここで休憩します。再開は、おおむね13時でお願いします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△総務課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、総務課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、総務課の補正予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書22ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項、総務一般管理費で1億3,207万2,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、病気休暇代替職員の報酬の増額、4月1日付人事異動によりまして、給

料につきましては、7,794万7,000円の減額、職員手当等につきましては4,052万円の減額、共済費につきましては、1,481万6,000円の減額補正が主なものとなっております。

補正の要因といたしましては、委員等報酬につきましては、職員の育児休暇、病気休暇等に伴います代替職員としての嘱託員の増加を見込んだものでございます。

給料につきましては、新規採用職員及び再任用職員の給料について、予算編成時は人数及び配置先が未確定のため総務一般管理費に措置したものを配置先の給与費目に振りかえたもの、そのほか職員手当等につきましては各種手当の人事異動等に伴います増減の結果、共済費につきましては財源率の改定に伴う減額が主なものとなっております。

なお、職員につきましては、当初、再任用を含め209名で措置しておりましたが、補正後は180名ということで、マイナスの29名の配置となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、総務課の所管事務調査について御説明させていただきます。

今回、所管事務調査につきましては、人事院勧告の概要と特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

総務文教委員会の総務部関係資料の1ページをお開きください。

まず人事院勧告の概要でございますが国の平成30年人事院勧告が8月10日に発表されましたので、その概要を説明させていただきます。

まず、給与勧告の概要でございますが、まず月

例給につきましては、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、民間企業との格差解消のため、平均0.2%のプラス改定となっております。これと連動いたしまして、初任給については1,500円の引き上げ、若年層も1,000円程度の改定、その他の階層につきましては400円の引き上げを基本として改定する予定でございます。

次に初任給調整手当につきましては、医療職給料表は、改定状況を勘案いたしまして医師の処遇を確保する観点から500円の引き上げの改定でございます。

なお、初任給調整手当につきましては医師・歯科医師を対象とするもので、医師・歯科医師の新規確保が困難なことから設けられた手当でございます。

次に期末勤勉手当でございますが、勤勉手当について0.05月分引き上げられ、期末勤勉手当の6月期と12月期を合わせた合計支給月数は現行の4.4月分から4.45月となります。

次に宿日直手当でございますが、通常の宿日直勤務は4,400円に、医師または歯科医師の宿日直手当は2万1,000円に、常直勤務につきましては2万2,000円にそれぞれ引き上げの改定でございます。

次に実施時期でございますが、月例給、初任給調整手当及び職員手当は平成30年4月にさかのぼって改定し、差額分は12月に支給の予定となっております。

以上が、本年度の勧告の概要でございますが、今後の予定といたしましては、国の給与法改定の動向を踏まえながらも、12月議会で(6)のとおり職員給与に関する条例を初め所要の条例改正を提案させていただきたいと考えております。

以上で、人事院勧告の概要について説明を終わらせていただきます。

次に2ページをごらんください。

職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院規則9-30、これは特殊勤務手当を規定してある人事院規則でございますが、一部改正され、国等の病院・診療所等に勤務する看護師等に支給する夜間看護等手当が増額改定されたことに伴い、本市の診療所に勤務する看護師等に支給する夜間

看護手当を改定するものでございます。

勤務する時間帯に応じてそれぞれ150円から500円引き上げるものでございます。

実施時期でございますが、人事院勧告に係る給与改定と同じく、平成30年4月にさかのぼって改定し、差額分を12月に支給する予定となっております。

人事院勧告に伴います給与条例の改正条例また特殊勤務手当の支給に関する条例の改正条例につきましては、第4回定例会、12月議会に上程する予定でございますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（坂口健太）** 一つお伺いしたいと思いますが、先般、国のほうでも問題になっているのが、障害者の雇用についてというのがここ数週間で報道されたかと思うんですけど、本市においても平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が地方公共団体においては2.3%から2.5%に引き上がったことの影響もあると思いますので、現在、本市における職員の障害者の雇用率というものはどのようになっているか、確認させていただきたいと思います。

**○総務課長（平原一洋）** 職員の本庁におきます障害者の雇用のことについてでございますが、職員及び嘱託員も含めたところで算定しております。現在24名の障害者を雇用しております。

24名でございますが、うち9名が重度身障ということで、1級、2級となりますので、障害者雇用率を算定する際については33名で雇用させていただきまして、それを分母で割りまして、ことしの6月1日現在の障害者の法定雇用率は2.54%ということで2.5%を上回っている状況ということでございます。

**○副委員長（坂口健太）** 現状、6月1日現在において2.5%を上回っている状況ということで、これは安心したところであります。

また、平成33年度4月までにまた0.1%上がるということでございますので、今後も御対応いただければと思います。

**○総務課長（平原一洋）** ことしで2.5%でございますけど、委員がおっしゃるとおり、あと2年

後、平成32年度は2.6%ということでの雇用率となりますので、現在の24名、ダブルカウントしても33名では、この法定雇用率に対しては達成することができません。今後、職員、嘱託員を含めて、また障害者の雇用については、引き続き、雇用するというので、また、障害者支援センターとか雇用センターがございますので、そちらとも連携をとりながら障害者の雇用については鋭意取り組んでいきたいと思ひます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。  
以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

△財政課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財政課の審査に入

ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）財政課でございます。

財政課に係る補正予算について御説明いたしますので、各会計予算書予算に関する説明書を御準備ください。

まず、歳出予算について御説明いたしますので、予算書23ページをごらんください。

2款1項5目、事項、財産一般管理費において、決算に伴い純繰越金が確定したことにより法定積立金として財政調整基金積立金を増額するものがあります。

次に60ページをごらんください。

12款1項公債費1目元金であります、説明欄のとおり歳出予算において補正はありませんが、住宅管理費において増額補正を行ったことから住宅使用料の充当額を増額したことに伴い、公債費の元金において住宅使用料の充当額を減額するものであります。

次に61ページをごらんください。

14款予備費であります、鹿島生活支援ハウス施設敷地ののり面崩落防止の緊急措置を行う経費等が不足することに伴い予備費充用を行ったことにより費消した分を復元し、今後の緊急突発的な事案に備えようとするものであります。

次に歳入予算について御説明いたしますので、16ページをごらんください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回の補正に係る財源対策として増額するものであります。

次に17ページをごらんください。

20款1項1目繰越金は、平成29年度決算に伴い純繰越金が確定したことにより増額するものであります。

次に20ページをごらんください。

22款1項7目土木債は、国庫補助金の内示に伴い道路整備事業債を減額し、都市計画事業債及び公園整備事業債を増額するものであります。

最後に7ページをごらんください。

第3表地方債補正について御説明いたします。

変更は、道路整備事業、都市計画事業及び公園整備事業において借入限度額の増減調整を行うものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）歳入で、財調の基金繰入金、補正財源対策として1億1,726万4,000円、財調から繰り入れます。この使途がどこかなと思ってみたら、主なのは今度の宿泊施設の1億円の分でしょう。

前回のときもちょっと申し上げたんだけど、財調の処分というか、それについては制限がある程度かかっていますよ。緊急に1億円の補助金を出さなければならなくなったから、所管はまた別ですけど、一応、私が聞きたいのは、財政課としての考えです。緊急なのかな。

あのときも言ったんだけど、前回は、条例ができて、希望があったから緊急に財調から1億円を取り崩してやらなきゃならんけど、今回の場合は、条例制定をして1年たって、希望調査はあって、まだあるというふうな話はあのときもあったんですね。だから、当然、これは条例を制定しているわけで、一財でもって当初で上げて、希望がなかったら、申請がなかったら落とせばいい話なんだけど、こういう形で急に手が挙がったから、1億円の補助金申請があるから財調を取り崩します。またそういうふうにするつもりなのか。そこら辺は、宿泊施設の条例でもって上限1億円の制度を設けているわけで、きちっと。

担当課に前回聞いたときには、前回は1カ所じゃなくて、あとまだ数カ所、希望はあると。申請があるかないかは別として、担当課のほうは、希望はあるみたいですよということだったんです。そうした場合は、もうちょっと、今度、財調はそんなに、金額が金額だから財調しかないといえばそうかもしれないんだけど、緊急性を要する、財調を取り崩すべき事業費だったのかな、補助金だったのかなというふうに私は思うんだけど、財政課としては、そこら辺はどうですか。

○財政課長（鬼塚雅之）今、委員がおっしゃいましたことに関しては、確かに、基金の使途、条例の中に、まず経済事情の著しい変動等により

財源が著しく不足する場合においてであるとか、それから災害により生じた経費、それとか、あと緊急に実施しなければならない大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源。

ただ、そういうふうに使途を規定はしておりますけれども、一般的には財政調整基金というのは一般財源という認識でございまして、財源不足に対する調整を行う基金というふうに考えております。

委員のおっしゃることもよくわからないわけではないんですけど、要は全体の中で不足する財源を補填する調整で、今回、財調を増額補正して計上したところでありまして、今、結果的には1億円の補助金に対する形のように見えますけれども、そういった意味合いだけではなくて、全体の中で財源が足りない部分に、言葉は悪いかもしれませんが、穴埋めみたいな形で調整したものでございます。

○委員（永山伸一）ごめんなさい。この私の意見は、前回の去年の補正のときに申し上げたことで、全く同じような回答だったんです。ただ、最初に言いましたように、またあったときに、まだ何か所かあるような話なんです。希望者は、いらっしゃる。申請する、しないは別として。

それは先に出ましたから、じゃあまた財調でお金が全体的に足りないからということではいけないんじゃないのという意見です。全体の歳入予算に対する歳入を、どうしても調整しても足りない部分を財調から取り崩さなきゃならんというのは理解しますんで。

ただ、この金額が大きい部分の補助金に関しては、ある程度、担当課と協議すればおのずと見えてくることですので、そこら辺の調整は財政課としても必要じゃないかなと私は思っているんですけど、全く同じことを言っているんですけど、部長はどうですか。前回もこのことを言いましたよね。

○総務部長（田代健一）宿泊施設の補助金の件を挙げられましたけれども、予算の原理原則に立ち返りますと、原則としては、当初予算で当該年度の全ての見込まれる経費というのは計上した上で、それに見合う財源の調整を行った上で当初予算というのは組み上げるべきです。当市の財政当局においてもできるだけそういったスタンスでは臨んでおりますが、補正予算で計上する経費とい

うのにつきましては、その後の事情変更とか緊急に対応しないといけないということで、歳出予算自体も翌年度まで送れないと判断したものを計上しているところでございます。

その中で、それに充てる財源という中で、税金あるいは交付税の増が見込めない場合については、やむを得ない措置として基金の取り崩しにより財源を調達いたしておるところですので、考え方としては、歳出は、翌年度に送れない、緊急に対応したほうがよい経費、それに対応する財源としては他の一般財源が見込めない場合については基金で対応すると。

その基金については、それぞれほかにも基金を設けてございます。その基金の目的に応じて、可能な目的に応じた基金があれば、施設保全基金等で対応する場合がありますけれども、そういったものがない場合は財調を取り崩さざるを得ないという立場で臨んでいるところでございます。

御指摘のように、できるだけ、補助金については当該年度中に発生するものについては見込めればよろしいのですが、相手方が民間であったりしますと、民間の事業者側のほうの事業の熟度等に応じて予算として議会に上程して、御説明できる熟度まで達する時期というのは当初予算間に合わせるというのがどうしても難しいものもございまして、こういったように途中で上がってくるものというのも全て当初まで待つということは難しいのではないかとこのふうには考えております。

**○委員（永山伸一）** 意見だけ申し上げます。財調取り崩しが悪いとかそういうことじゃないんです。必要な経費として財調から取り崩さざるを得ない、繰り入れなければならぬというのでも理解します。

言いたいのは、ここだけじゃなくて、ほかの部局でも上がってくるかこないかわからない部分を当初で予算措置している。簡単に言えば6次産業なんかを上げているんです。繰り越した、そういうのはありますよ。

そういう部分からすれば、もっと、こういう大きな金額については、財政課としては本当にどうなのという部分は協議すべきでないかなというふうに思いますんで、補正の金額の多額にわたる補正予算に関しては、歳出予算については歳入財源

をきちっと担当課と協議していただきたいということ意見をとして申し上げておきます。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

△財政活用推進課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（帯田裕達）** それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

補足説明を求めます。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）** 財産活用推進課にかかわる補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書、23ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち財産活用推進課分は、財産一般管理費の工事請負費223万円です。

けさも北海道のほうで大きな地震がございましたが、6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震に伴うブロック塀倒壊による死亡事故を受けまして普通財産を点検した結果、安全性に問題があり早急な対応が必要な旧西山小学校と旧滄浪小学校のコンクリートブロックを撤去するための経費をお願いするものでございます。

なお、学校関係を除く市全体の公共施設のブロック塀の状況につきましては、この後、所管事務調査の中で、資料で説明させていただきます。

続きまして、24ページをお開きください。

2款1項11目庁舎管理費のうち、庁舎清掃業務等委託等、本庁及び支所庁舎の維持管理に伴う業務委託料を1,500万円減額し、突発的修繕に対応するため、修繕料に1,000万円、工事請負費に500万円を増額するものです。

特に特定の目的のものをございませけれども、昨年の決算委員会、それから今回の一般質問でも流用に関しては厳しい御指摘を受けましたので、今回、補正でお願いするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

14ページをお開きください。

17款2項1目不動産売払収入は、普通財産である旧芦浜キャンプ場の売払収入200万円でございます。

それから、16ページをお開きください。

19款1項60目市有施設保全基金繰入金ですが、橋梁維持費の事業費の減額に伴い基金繰入金を3,400万円減額するものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）それでは、公共施設のブロック塀の状況について御説明いたします。

資料は、総務部関係の総務文教委員会資料3ページをお願いいたします。

まずは、1、学校以外のブロック塀の調査状況についてでございます。

学校関係は、教育委員会が点検を実施し、今回の9月補正で18校5園46カ所の危険箇所につきましてブロック塀の撤去やフェンス設置等の経費をお願いしているというふう聞いております。

(1)ですが、60センチメートルを超えるブロック塀につきまして、平成30年6月22日から29日にかけて各課に調査を依頼しました。ブロック塀の基準は、建築基準法では、高さは2.2メートル以内、1.2メートル以上の場合は

控え壁を設置することとなっておりますが、念のためブロック2段分の60センチメートルを超えるものについて点検しております。

異常はないと思われるものが141件、建築基準法に適合していない可能性のあるもの、または何らかの異常のあるものが252件、計393件をリストアップし、(2)ですが、建築住宅課の建築技師が、鹿児島県の建築士会の協力をいただき、393カ所全てを平成30年7月4日から26日にかけて点検しております。

2番目の診断箇所数につきましては、隣り合う公共施設で双方から報告があり重複しているものや、一つの施設を前側、側面、後ろ側と分けて報告があったものを統合したもの、建築物または建築物附属としたもの等88カ所を整理・調整いたしまして最終的に305カ所の診断を行っております。

3が診断結果でございます。「安全である」と判定されたものが134カ所、「一応安全である」が98カ所、「注意を要する」が67カ所、「危険である」が6カ所ございました。

4の今後の対応としては、「安全である」ランクⅠは3年から5年後にもう一回診断する、「一応安全である」ランクⅡは1年後に診断する、「注意を要する」ランクⅢは、精密診断を行い、再度判定するか転倒防止対策を講じる、「危険である」ランクⅣは、早急に転倒防止策を講じるか撤去するとの判定が出ております。

今回の判定結果は各課に既に通知しておりますが、あくまで簡易判定ということで、ランクⅢ及びランクⅣについては、老朽化の状況や人通りの多い公道に面しているかなど、場所の状況ほか総合的に検討し、建築住宅課と対応方法について協議しながら計画的な補強や更新等の対応を行うこととしております。

なお、「危険である」ランクⅣの6カ所ですが、場所は建築住宅課所管の中郷住宅が2カ所、それから財産活用推進課所管の普通財産でございますが、宮崎町の新幹線残地、旧滄浪小学校、旧平良小学校、水道工務課所管の新開泉源。というのは樋脇町市比野の温泉施設でございます。

中郷住宅につきましては、現行予算の修繕料で対応するというふうに聞いております。

それから、旧滄浪小学校につきましては、今回

9月補正をお願いいたしましたものでございます。

それから、残りの宮崎町の新幹線残地、旧平良小学校、新開泉源につきましては、平成31年度当初予算に向け、対応方法を含め検討していきたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力）1点だけ。一般質問の中でも職員の方の駐車場について質問させていただいて、その中で文化ホールの活用も検討してくださいということで要望を出させていただいたんですけど、まだ、今後の、途中経過だとは思いますが、文化ホールの活用についての協議の状況といつぐらいまでに結論が出るのかということ、状況を教えていただけたらと思います。

○財産活用推進課長（橋口 堅）文化ホールの利活用につきましては、今、企画政策課のほうが主導になりまして検討しまして、財産活用推進課も文化ホールの一部に公用車をとめているものですから、関係課ということで協議の中に入っております。

聞いたところによりますと、今後、学識経験者による御意見を聞きながら利活用を図っていくということで聞いてはおります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。以上で、財産活用推進課を終わります。

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

それでは、議案第84号薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）議案第84号薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定について説明いたします。

議案は、議案つづり、その1の84-1ページ、内容につきましては次ページからとなります。議案に関連いたしまして、議会資料を提出してございますので、総務部議会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、議会資料のほうで説明いたします。1の概要でございます。

現行の条例が来年1月4日限りで失効することに伴いまして条例を更新しようとするもので、課税自体は第4期となります。

3期との比較を表にしております。税率と課税期間が変更となっております。

税率は、今回、使用済核燃料1体当たり25万円から27万円に引き上げております。

引き上げの理由につきましては、再稼働後におきまして、PAZからUPZの広範囲にわたって避難道路等の整備など防災対策のさらなる充実が求められており、今後、見込まれます原子力防災や安全対策に係る財政需要に的確に対応する必要があるためでございます。

課税期間につきましては、平成31年度から平成35年度までの5年間であります。

条例は、これまで同様、施行日から5年を経過した日に効力を失うこととしておりますことから、5年後には、改めて更新の手続が必要となっております。

その他は、第3期と同じ内容でございます。読み上げます。

納税義務者が発電用原子炉の設置者である九州電力となります。

課税客体及び課税標準につきましては、毎年4月1日を基準日といたしまして、貯蔵されている使用済核燃料集合体のうち、1原子炉につき157体を超える数量に対する課税となります。

直近の平成30年度の課税実績では1,679体に課税したところでございます。

それから、2の施行期日です。

使用済核燃料税は法定外の税目でありますことから、条例制定につきましては総務大臣の同意が必要となっております。総務省の標準処理期間がおおむね三月ということでございますことから、附則の第1条におきまして「総務大臣の同意を得た日から起算して3か月を超えない範囲で、規則で定める日から施行する」と規定したところでございます。

最後に、税収の見込みを説明いたします。

川内原子力発電所からの搬出がないという前提でございますけれども、5年間で約25億9,000万円の税収を見込んでおります。

第3期との比較では、約5億7,000万円の増収となり、うち税率アップ分を約2億円と試算しているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）幾つかお伺いしたいと思います。

まず、現行の税率、集合体1体当たり25万円から27万円に税率がアップするという。なぜアップするのかという根拠をお示しいただければと思います。

○税務課長（道場益男）これにつきましては、九州電力さんのほうと協議してまいる中で、財政需要をこちらのほうからお示ししてございます。今後、この5年間に係る市が提示いたしました財政需要につきましては、総額で約93億円の事業を想定しております。

その中で、市の財源といたしましては、国庫補助を除いた分で約60億円ほどの財政負担が伴う事業を抽出して財政需要として見込んでおります。その中の財源の約4割強、それが使用済核燃料、それで充当されるといったようなことから財源引き上げについて協議させていただいたところでございます。

○委員（坂口健太）わかりました。ということで、九州電力株式会社様のほうも御理解いただいて、税率アップについて御協力いただけるというふうな認識だと思います。

先日、意見書も読ませていただいたんですが、前回の第3期のときの意見書と比べまして違うところが、安全対策等に有効にお使いいただくとともに市民の皆様積極的に広報していただくようお願いいたしますというようなお願いもあります。

本市の今後5年間の財政需要に対して御理解いただいたということでありますので、法定外普通税でありますので、何に充当されているかというのは非常に広報しづらい部分もあるのかもしれないんですが、使用済核燃料税によってそれぐらいのものが充当されているということを十分に広報されますように意見要望として申し上げておきたいと思っております。

今回、柏崎市の使用済核燃料税、こちらは法定

外目的税でありますけれども、調べてみましたら、どんな事業に充当されているか、すぐに見つけることができました。広報されているようであります。そこについても十分考慮された上で、納税者である九州電力株式会社様とも、ともに共生という観点からおつき合いいただければと思っております。

○税務課長（道場益男）ただいまの広報につきまして、御意見だったと思います。

法定外普通税と目的税の違いが当然でございます。法定外の目的税あたりは、先ほどおっしゃいましたように柏崎市あたりが目的税として制定しておりますので、使用済核燃料税につきましても「こういった目的で課税し、こういったことに使っております」ということで、これはきちんと広報していく必要があるものでございます。

また、薩摩川内市の場合は法定外の普通税という形になっておりますので、ただいま申しましたような目的税と同じような広報の仕方というのは、税の目的自体は逸脱するようなことのないような形でどこまで広報できるかというのは検討しないといけないと思っておりますけれども、鹿児島県が核燃料税を広報しております。

これも法定外の普通税でございますので、そういったもの等も研究させていただきながら広報のあり方については対応していきたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○**税務課長（道場益男）** 補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書は、25ページとなります。

2款2項1目税務総務費で、補正額の1,339万7,000円の増額は、4月の人事異動等に伴う職員給与費の補正で、税務課、収納課、8支所の税務担当職員につきまして、給料、職員手当等、共済費を補正するものでございます。

2目賦課徴収費の248万4,000円の増額は、本市の基幹系システムであるアクロシティに係る固定資産税のカスタマイズ2件分の委託料でございます。

詳細を申しますと、一件は、共有資産に係る共有代表者や構成員に通知しております納税通知書に納税管理人または届出送付先を設定するケースがございますけれども、これまでタックシールにより手処理していたものをプログラム改修によりシステムとして対応できるようにしようとするものでございます。

もう一件につきましても共有資産に関するもので、共有者の全員が持ち分に応じた納付を希望される場合の納税通知書に、新たにお知らせ欄を1カ所追加いたしまして、構成員それぞれが期別ごとに納付することとなる持ち分納付額も表示できるようにするためのプログラム改修経費であります。

○**委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○**委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

---

△契約検査課の審査

○**委員長（帯田裕達）** 次は、契約検査課の審査に入ります。

---

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○**委員長（帯田裕達）** 審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明をお願いします。

○**契約検査課長（南 忠幸）** それでは、平成30年度第2回補正予算の契約検査課分について、御説明いたします。

予算に関する説明書の24ページをお開きください。

2款1項14目契約管理費で、補正予算額は266万2,000円でございます。

工事成績評定要領を改定することに伴いまして工事台帳管理等システムの改修を行う必要があることから、今回の補正をお願いするものでございます。

本市の工事成績評定の評価対象項目や評定方法につきましては、本市独自のものを設定しているところでございますが、評定の仕組みが複雑であること等から、県が本年2月に導入しました評価対象項目について達成した項目に比例して細かく加点するスロープ状配点方式が合理的でシンプルな評定方法であることから、本市におきましても県に準じた評定方法を導入しようとするものでございまして、工事成績評定など各種データを一元管理しております工事台帳管理等システムの改修に係る経費でございます。

○**委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○**委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

---

△防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、防災安全課の審査に入ります。

---

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）それでは、平成30年度第2回補正予算に係る防災安全課所管の補正予算につきまして御説明させていただきますので、予算に関する説明書（第2回補正）の50ページをお開きください。

まず、歳出から御説明させていただきます。

9款1項6目災害対策費のうち、災害予防応急対策費につきまして238万8,000円の増額を、防災行政無線通信施設管理費につきまして318万9,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳といたしまして、災害予防応急対策費につきましては、本庁並びに8支所に設置しております防災用気象観測システムの無停電電源装置、これを9台購入し、既存の無停電電源装置と交換しようとするものです。

なお、本来ならば無停電電源装置の取りかえ修繕となり、修繕料で計上すべきではありますが、防災用気象観測システムにつきましては、毎年度、保守点検を行っておりまして、御承認いただければ、この後、保守点検とあわせて交換作業が可能であることから、備品購入費での補正予算要求とさせていただきます。

次に、防災行政無線通信施設管理費につきまして、民地をこれまで借用して防災行政無線屋外拡声子局を設置しておりましたが、防災無線の拡声子局を設置しております土地所有者から移設要望がございましたため、移設工事の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入につきましてです。

ページを戻っていただきまして、19ページでございます。

21款5項4目雑入につきまして、5,200万

円の受け入れをするものでございます。

内容としましては、平成28年8月19日に三反園知事が就任後間もなく原子力防災に関する現地視察を実施され、その後、九州電力株式会社に対し8月26日と9月7日の2回要請されたことに対しまして、九州電力株式会社から川内原子力発電所周辺住民の避難道路へのアクセス道路等の改善支援について支援するとの回答があった件に関する協力金でございます。

なお、これにつきましては、平成29年度第5回補正におきまして、今回と同じく雑入で1億4,250万円の受け入れをさせていただきました。その中で、一部、工事設計を実施しており、このたび予定工事箇所の事業費が確定したことから、必要額を防災安全課で受け入れるものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力）1点だけ。先ほど屋外拡声器の件があったんですけど、今いろいろ災害とかがある中で、たまたまなのかもしれないんですけど、以前、屋外にいたときに拡声器で何か発信があったんです。場所によって、何か言っているのはわかるんですけど、何を言っているかが内容がわからないような感じになっていて、わあという感じで内容が聞き取れないというのとかがあったんですけども、なかなか全体をカバーするのは難しいかと思うんです。そういう屋外拡声器の聞こえ方とか聞こえるところと聞こえないところみたいな、そういうのの確認というか、対応というのは検討されているところはあるんですか。

○防災安全課長（寺田和一）屋外拡声子局につきましては、確かにそのような御指摘をいただくケースもあります。その際には、現地に出向いて

行って。

屋外拡声子局の整備をしましたのが、平成20年から平成二十二、三年までなんです。その当時とすると、いわゆる周りの立ち木であったりとか竹の成育だったりとか、そういった自然環境もあります。そういったものの影響も多々見受けられます。そういった場合には、周りの伐採というのもします。

町なかであれば建物で反響しているということもございませう。こういったものにつきましては、設置の段階において、いわゆるラップを、レフレックスホーンとって広がるタイプと真っすぐ飛んで行くストレートホーンというのを配置しておりますので、それらをうまく組み合わせているところでございませう。あとは、向きを調整するというのを考えなければいけないときには対応したいというふうには考えております。

それを補完するために各家庭や事業所において個別受信機というのもつけさせていただいておまして、もし、聞こえづらい、わからなかったというときには、御自宅であれば御自宅に入っただいて、録音機能が3回分ついておりますので、それで再生していただくというのをお願いしているところでございませう。

聞こえづらい、そういったものにつきましては、以前もありましたが、必要に応じて現地で調査して、増設しなければならない場合は増設というのでも対応しております。

**○委員（徳永武次）** ちょっと教えてください。なければいけないんですけど、西日本豪雨なんかで本流河川より支流河川の氾濫が結構あったですよね。本流河川は、国土交通省のライブカメラで水位とかそういうのが見られる状況になってますよね。支流河川は、例えば県の管理、それから市の管理、いろいろあるわけですけど、今ここにカメラ設置ができとって、ここの防災センターで確認できるんですか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 水位のカメラというのは、防災安全課だけでなく、国などもライブでネット上で配信がございませう。国土交通省以外では、鹿児島県が、近くであれば平佐川の草原橋、あそこがいわゆる水防団の待機ですとかそういったものの基準を決めてある箇所でもございませう、ここがライブで配信されていませう。

それ以外につきましては、今、鹿児島県においてそういう場所を増設すべきかどうかという御検討はされているところでございませう。ただし、どこにつけるとか何台つけていこうかというのはまだ決まっていない状況です。そのようなものができたときには、鹿児島県ともできる限り情報発信ができるように話をしたいと思ひませう。今、国土交通省以外では鹿児島県が平佐川に1台でございませう。

**○委員（徳永武次）** 今回の西日本豪雨なんかのあれを見ますと、非常に緊急的に、どっちにしても本流よりは支流のほうの危険度というのは高いと思ひませう。できるだけ、そこらあたりを県のほうにも要望を入れていただひませう。

大きな川が結構あるんです。高城川であるとか隈之城川であるとか、それから、郡部に行けば、まだそれなりの危険箇所というのがあると思ひませう。そこらあたりは機会があれば要望されてほしいと思ひませうので、お願いしませう。

**○防災安全課長（寺田和一）** 今のお話で、ライブカメラというか、水位カメラでございませうけれども、カメラではなくて水位計というのがついている箇所がほかにありますので、我々は今それを対象にしながら見ておひませう。今いただいたお話につきましても、今後、また鹿児島県とお話をする際にはお願いできる場所はお願いしていききたいと思ひませう。

**○委員長（帯田裕達）** 意見要望です。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めませう。以上で、防災安全課を終わります。

△原子力安全対策室の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

それでは、議案がありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願ひませう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めませう。以上で、原子力安全対策室を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、選挙管理委員会事

務局の審査に入ります。

---

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行） 第2回補正予算歳出について説明いたします。

予算に関する説明書は27ページになります。

2款4項1目選挙管理委員会費です。これは4月の人事異動等に伴います補正額を計上したものでございまして、説明欄の選挙管理委員会費の給料、職員手当等及び共済費で11万9,000円の減額補正でございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

---

△会計課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、会計課の審査に入ります。

---

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

補足説明を求めます。

○会計課長（脇園和文） それでは、議案第93号のうち会計課分について説明いたします。

予算に関する説明書の23ページをお開きください。

2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の委託料を30万7,000円増額するもので、これは来年の元号改定に対応するため、納付書を読み取るOCR装置のシステム改修を行うものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後2時1分休憩

~~~~~

午後2時2分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（茶園勝久） 第2回補正予算につきまして説明を申し上げます。

予算に関する説明書の29ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費につきまして13万2,000円を増額しております。

これは、扶養手当等の要件を欠いたことにより
ます職員手当等の減額と再任用に係る社会保険料
を計上したことによります共済費の増額でござい
ます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行
います。

当局から報告事項はありませんので、これより
所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終
わります。

△議事調査課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、議事調査課の審査
に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中
止しておりました議案第93号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）議事調査課でござ
います。

補正予算について御説明いたしますので、予算
に関する説明書（第2回補正）の21ページをお
開きください。

1款1項1目議会費で、補正額576万
4,000円の減額であります。

右側説明欄をごらんください。

議会活動費におきまして議員辞職に伴います議
員報酬等の減額を、また議会管理費におきまして
職員の給料の増額並びに職員手当及び共済費の減
額を行おうとするものでございます。

歳入はございません。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第93号平成30年度薩摩川内市
一般会計補正予算のうち本委員会付託分について
質疑が全て終了しましたので、これより討論、採
決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行
います。

当局から報告事項はありませんので、これより
所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

〔当局職員退室〕

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終
りましたが、委員会報告書の取りまとめについ
ては委員長に一任いただくことで御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）異議なしと認めます。よ
って、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、総務文教委員会
を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 帯田裕達